

テールゲートリフター特別教育ご予約受付中開催予定 <u>2/3・8・26・3/4・23</u> 4/1・5/20・6/17

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への 特別教育が義務化されます。

令和6年2月1日以降は、下記カリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業をおこなうことができなくなります。

労働安全衛生規則等の一部改正内容

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフター使用時の労働災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。



☑ カリキュラム (計6時間)

内容		時間	料金
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5h	¥ 16,000 (教本代、税込)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0h	
	関係法令	0.5h	
実技	テールゲートリフターの操作の方法について	2.0h	

予約にすすむ

株式会社PCT 栃木教習所

〒321-0215 栃木県下都賀郡壬生町壬生乙3462 **C** 0282-82-8508

⊕ 0282-82-8943

